

# (仮称) 長久手市教育振興基本計画の策定に向けて

## ◆はじめに

この計画は、「長久手市教育大綱」に掲げた理念や方針を推進しながら、社会情勢や市民ニーズの変化にも対応するために策定し、教育環境の整備と充実を図るものです。

計画は、教育委員会が所管する学校教育を中心に、生涯学習や子育て支援の分野など、市民教育に関わる全ての計画が対象となります。したがって、上位計画である「長久手市総合計画」を始めとした他の計画との整合・連携を図ります。

計画の期間は、概ね10年としますが、個別の施策に関しては5年間での成果目標を設けていく考えです。

本日の会議においては、この計画を策定する際に、大綱における教育理念と教育方針を取り入れるため、基本的方向性を定めるためのキーワードを抽出するものです。

## I 教育理念 (= 大綱)

人間力を育み いつまでも健やかで夢と生きがいを持ち 成長できる人づくり

～自然共生・地域共存・多様性尊重～

★「人づくり」とは…

- 人として大切なことを備えた人格の形成
- 健やかさの形成・増進・保持
- 役割・居場所のある生きがいづくりの推進
- 生涯を通じて、成長できる環境の醸成

## II 基本的方向性 ( 10年後の目標：教育方針 = 大綱 )

- 1 自然の大切さ、命の尊さを学び、自然と共生する
- 2 地域で家庭や学校を支え、関わり合いながら、向上心を持って、ともに成長する
- 3 多様な人々の存在や価値観を認め合い、まざって暮らす

## III 重点施策 ( 5年後の成果目標 )

基本的方向性に沿った施策の中から、重要な物を抽出し、5年後における成果目標を設定する。

## IV 基本施策 ( 施策の体系と計画の推進 )

学校教育、生涯学習、文化・芸術、スポーツ、幼児教育、家庭教育、図書館や食育など、市における教育に関わる全ての施策を体系化し、その推進の方法についても検討する。